

協会長ステートメント

会長 城田宏明

2024.12.19

協会長に就任して約6か月が経過しました。この間の主な取組みにつきまして、ご報告と所感を申し上げます。

1. はじめに

昨年来、一連の不適切事案により、お客さまをはじめ関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますこと、あらためて深くお詫び申し上げます。

本年10月31日に、保険料調整行為事案に関して、公正取引委員会から会員会社4社に対して、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令が発せられたことを、当協会としても大変重く受け止めております。また、公正取引委員会から当協会に対して、独占禁止法の遵守について会員会社に周知徹底するよう要請があり、同日、当協会から会員会社に対して、その旨を周知するとともに、再発防止の徹底を要請いたしました。



当協会といたしましては、これまで独占禁止法遵守のための各種ガイドラインの改定や会員会社向けセミナー等を実施し、会員会社の再発防止の取組みを支援してまいりました。今回の要請を真摯に受け止め、公正取引委員会から公表された「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」も踏まえ、独占禁止法遵守のための取組みを深化させてまいります。

また、一部の会員会社において確認されている情報漏えい事案に関しましては、当協会から会員会社に対して実態調査や再発防止の徹底を要請し、同事案が確認された会員会社においては、お客さまへの対応や再発防止に取り組んでおります。

今後は、公正取引委員会から公表された「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」における情報漏えいに係る記載内容も踏まえ、個人情報保護等に係るコンプライアンス・セミナーや、個人情報保護指針の改定等の実施により、会員会社の再発防止の取組みを一層促してまいります。

引き続き、当業界の現状に真摯に向き合い、これを変革の転換期にして、「法令等遵守」「お客さま本位の業務運営」の徹底はもとより、健全な競争環境の整備や適切な保険引受管理態勢の確立などに全力で取り組んでまいります。

2. 具体的な取組み

(1) 信頼回復に向けた取組み

今月13日には、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の第6回（最終回）が開催されました。保険金不正請求事案や保険料調整行為事案等を踏まえた各課題について、各委員から専門的な見地に基づく意見が述べられ、保険市場に対する信頼の確保と健全な発展に向けて議論が深められたものと認識しております。当協会もオブザーバーの立場で信頼回復に向けた当協会の取組みを説明するとともに、実務の立場から顧客目線での規制見直しに向けて意見してまいりました。

当協会としては、本ワーキング・グループの議論を通じて、損害保険の社会インフラとしての役割を強く再認識したところであり、この役割を常に念頭に置きながら、課題解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

① 健全な競争環境の実現

共同保険の新たな組成方式の検討

共同保険は、主に保険会社1社では引受困難な巨大リスクを、複数社で分散することで引受可能とするものであり、お客さまにとっては必要な補償を安定的に確保できることに加え、幹事会社に対してのみ保険料支払や保険金請求をすればよいため利便性が高いなど、有用な仕組みであると考えております。しかし、その組成過程では、保険会社社員間の接触が生じやすく、また、低い保険料を提示した幹事会社に他の保険会社が保険料を合わせるビジネス慣行などが生じやすいという課題があります。

この課題に関しては、金融庁有識者会議の報告書および公正取引委員会公表の「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」において指摘されています。当協会では、この課題を解消していくため、共同保険に関する新たな組成方式として、シンジケートローンを参考にした「アレンジャー方式」と、各保険会社の保険料を統一せず共同保険を組成する「ディファレンシャル方式」の2つの方式について検討を進めております。

② 保険代理店・募集人の業務品質の向上

ア. 代理店業務品質評価基準と運用体制の検討

本年9月に当協会内に設置いたしました「代理店業務品質評価に関する第三者検討会」において、保険代理店および募集人の業務品質を中立的な第三者が公正かつ適正に評価できる仕組みの構築に向けて、検討を進めております。

これまで4回の検討会を開催し、代理店の業務品質評価に関する基本的な考え方、業界共通の評価項目・指標、第三者評価制度の運営方法、そしてこれらを定めた「代理店業務品質に関する評価指針」等について議論を重ねてまいりました。また、オブザーバーの金融庁、一般社団法人日本損害保険代理業協会および一般社団法人外国損害保険協会からも貴重なご意見を頂いております。さらに常設の意見受付窓口にも多くの貴重なご意見が寄せられており、一層議論が深まったものと考えております。

今後は、これまでの議論をもとに取りまとめる「代理店業務品質に関する評価指針」案について、今月20日から意見公募を開始し、同評価指針の2024年度中の完成を目指してまいります。

イ. 募集人教育・試験制度の充実・高度化の検討

保険代理店および募集人の業務品質の向上のためには、公正かつ適正な評価ができる第三者評価制度の構築はもとより、募集人の知識・スキルの維持・向上が必要不可欠です。当協会では、これまで募集人向け教育サイトの開設や教育コンテンツの拡充などに取り組んできました。募集人教育・試験制度の一層の充実に向け、損保一般試験の高度化・厳格化や継続教育制度の実現、また、今後公表される金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書を踏まえた法令等遵守責任者の資格の創設に向けた検討を行います。

ウ. 募集コンプライアンスガイド追補版の改定

本年7月に策定した代理店・募集人向けの募集コンプライアンスガイド追補版について、金融庁有識者会議の報告書や金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」での議論等を踏まえて、「顧客本位の業務運営の実現」「推奨販売」「特別利益の提供の禁止」「利益相反管理」等の基本的な考え方を整理した項目を新設し、今月中にリリースする予定です。

③ コンプライアンス・ガバナンスの更なる強化

昨年度から会員会社向けの独占禁止法コンプライアンス・セミナーを定期開催することとしており、今年度は10月に開催いたしました。講師には独占禁止法を専門とし、公正取引委員会での勤務経験を持つ森・濱田松本法律事務所の伊藤憲二弁護士をお招きし、独占禁止法の基本や損害保険実務における留意点をご講演いただきました。

さらに、会員会社のガバナンス態勢強化を後押しするため、同月に当協会ですべて初めて「内部監査」をテーマにした会員会社向けのセミナーを開催いたしました。講師には一橋大学大学院経営管理研究科の佐々木清隆客員教授（元金融庁総合政策局長）をお招きし、「価値創造に貢献する内部監査」と題してご講演をいただきました。

今後は、会員会社向けの個人情報保護等に係るコンプライアンス・セミナーの開催を予定しております。

④ 信頼回復に係る各種課題への取組み

ア. 損害保険の理解促進に資する情報発信の強化

当協会では、国民の皆さまの損害保険への理解を促進するため、これまで自動車保険の主な補償内容や特約等を比較できる「自動車保険商品の比較サイト」の開設や、損害保険の仕組みやリスクを分かりやすく解説した「そんぽのホント(フレッシュアズガイド)」の作成等に取り組んできました。こうした損害保険への理解促進に資する情報をこれまで以上にお客さまにお届けしていくため、当協会ホームページのトップページから、お客さまが必要な情報にアクセスしやすくなるように改善いたしました。また、SNSを活用した情報発信にも取り組んでまいります。

イ. 損保総研への委託調査研究「諸外国における保険代理店・ブローカーに対する規制および企業保険の募集実態について」

当協会から公益財団法人損害保険事業総合研究所に対して調査を委託した、「諸外国における保険代理店・ブローカーに対する規制および企業保険の募集実態について」の調査報告書が本年9月に完成し、10月に会員会社向けに報告会を開催いたしました。

この調査は、EU、ドイツ、フランス、イギリス、米国、カナダ、韓国、オーストラリア、日本を対象に実施され、規制を踏まえた態勢づくりや企業物件引受の公平性確保、業務品質の向上等、わが国の損害保険会社の今後の事業運営において参考とすべき重要な視点が得られたと考えております。当協会としても、今後の信頼回復に向けた各取組みや課題の検討等に活かしていきたいと考えております。

⑤ 信頼回復に係る取組みのフォローアップ

信頼回復に向けた各取組みの実効性を確保し、業界全体の取組みレベルの底上げを図る観点から、年2回、会員会社に対するフォローアップを実施することといたしました。本年11月に、次のガイドラインなどを対象に初回のフォローアップを実施し、今月11日に公表いたしました。

<2024年11月・フォローアップ対象>

- ・ 損害保険の保険金支払に関するガイドライン
- ・ 損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針
- ・ 保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点
- ・ 損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン
- ・ 政策保有株式に係るガイドライン
- ・ 業界共通の企業向けツール「リスクマネジメントと損害保険」

今回のフォローアップにより、当協会のガイドラインなどを踏まえて自社の方針・ルール、態勢を再整備していること、または今後対応していく方針であることなどが確認できました。今後もフォローアップを継続していくことで業界全体の取組みレベルの底上げを図り、また、ガイドラインについては、会員会社の取組みや規制・監督指針改正の動向等を踏まえて、適時必要な見直しを行ってまいります。

(2) 第10次中期基本計画に関する取組み

① 自然災害への対応力強化

ア. 地震保険の理解と加入促進

国民の皆さまへの地震保険の理解と加入促進に向けて、当協会各支部では、一般社団法人日本損害保険代理業協会や各自治体等と連携しながら様々な取組みを実施しております。10月には、熊本県で開催された内閣府等主催の総合防災イベント「ぼうさいこくたい2024」に参画し、東京都立大学都市環境科学研究科の市古太郎教授に「事前復興にも活かされる 熊本地震での暮らし・すまい・まちの回復」と題してご講演いただきました。

また、来年1月17日には、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）から30年を迎えます。この節目の機会に、災害の記憶や経験を後世に継承するとともに、事前の備えの重要性について伝える企画「親子で学ぼう、地震への備え ～阪神淡路大震災から30年。みんなで地震後、考えよう～」を、来年1月13日に神戸において開催いたします。

イ. ぼうさい探検隊

子どもたちが街を探検しながら、防災、防犯、交通安全の施設などをマップにまとめる実践的な安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」について、第21回「小学生のぼうさい探検隊マップコンクール」を実施いたしました。全国から応募のあった作品の中から入選作品を決定し、今月18日に公表いたしました。来年1月以降に各地域において表彰式を開催いたします。

② 損害保険リテラシーの向上

ア. 損害保険の普及・啓発

高校生の損害保険リテラシーの向上に資する取組みとして、当協会では「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説」に沿って活用可能な高校生向け教材「明るい未来へTRY!」を提供しております。同教材が授業で一層活用されるよう、当協会各支部において地域の実態に合わせた紹介活動などに努めております。

また、お客さまがご自身の水災リスクを適切に認識した上で補償を選択できるよう、内水氾濫など様々な水災リスクと備えについて紹介した啓発動画を新たに制作し、今月16日にリリースいたしました。今後はSNSなども活用しながら広く展開してまいります。

イ. 生命保険業界との連携強化

生損保合同での中学校・高等学校の家庭科・社会科・公民科教員向けセミナーは、これまで夏季のみ実施していましたが、当年度からは一般社団法人生命保険協会、公益財団法人生命保険文化センターおよび当協会の間で締結した「保険教育に関する包括連携協定」に基づき、新たに冬季（12月

26日)にも実施することといたしました。初めての冬季開催となりますが、多くの教員の皆さまに参加の申込みをいただいております。

③ 各種課題への取組み

ア. 自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会の開催

本年6月に当協会内に設置した「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会」では、これまで計5回の委員会を開催しております。今日的な環境変化を踏まえた経費計算基準改定の方向性や業務実態調査の項目・方法、8月末からの業務実態調査を経た最終的な経費計算基準の改定案、将来基準を見直すための手続き案等について、客観性・透明性を確保しながら議論が行われてきました。検討結果を来年1月に開催予定の自動車損害賠償責任保険審議会に報告し、議論される予定であり、引き続き、事務局として適切な運営に努めてまいります。

イ. 国際基準への適切な対応

今月5日に開催された保険監督者国際機構 (IAIS) の年次総会において、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) を対象とする国際資本基準 (ICS) が採択されました。本基準は初めての包括的なグローバル資本基準となるものであり、本採択に歓迎の意を表するとともに、関係者の長年にわたる議論・検討に敬意を表します。

わが国においては、2025年度末に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入される予定ですが、当協会としましては、引き続き市中協議に対して意見提出するなど導入に向けた準備を適切に進めてまいります。

ウ. 新興国市場への各種支援

公益財団法人損害保険事業総合研究所と当協会の共催で、日本国際保険学校 (ISJ) の一般コースを本年11月から12月にかけて開催し、東アジアの11地域から27名が参加いたしました。今後は、来年2月にフィリピンで海外セミナーを実施する予定です。また、11月にブルネイで開催されたASEAN保険会議に参加し、日本の自然災害への対応等を紹介しました。

なお、9月には、東アジア保険会議 (EAIC) の第30回大会が香港で開催され、最終日の理事会において、次回大会が2026年に東京で開催されることが決まりました。EAICは1962年に東京で発足したアジア最大の生損保合同の国際会議であり、今後生保業界とも緊密に連携して準備を進めてまいります。

3. おわりに

会長に就任してからの約6か月間、信頼回復に向けた数々の業界課題について、会員会社とともに全力で取り組んでまいりましたが、未だ道半ばでございます。

業界に深く根付いた旧来の慣行などの課題を解決していくためには、更なる努力が必要だと痛感しております。そして、会員各社が多様な声に真摯に向き合いながら、「社会の常識とズレは生じていないか」を繰り返し確認し、自ら問題点を洗い出して業務運営の見直しを行うことが重要であると改めて強く認識しているところです。

こうした認識のもと、会員各社とともに課題解決に向けた各取組みを確実に前進させることで、本当にお客さまから信頼され、社会インフラとしての役割を果たし続ける業界に変革してまいります。会長としても、引き続きこの責務を全うしてまいります。

皆さまにおかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上